

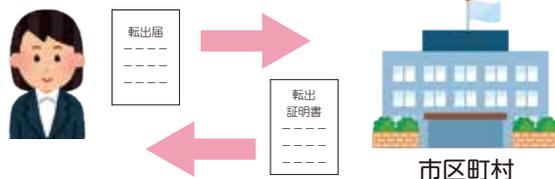
引越の際は、住所の異動手続きを忘れずに！

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

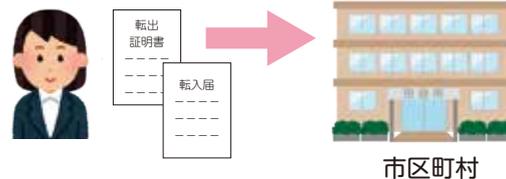
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに手続きしましょう。

住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続き方法

引越し前 転出届を提出し、転出証明書を受け取る



引越し後 転出証明書を添えて、転入届を提出する



- 転入届の手続きは転入した日から 14 日以内
- 同一の市区町村内で転居する場合は転居した日から 14 日以内に転居届を提出

● 身分証明書となる「マイナンバーカード」の住所等は、最新のものにする必要があります。

お問い合わせ：村民課 ☎ 966-1205

オートバイや軽自動車の抹消・名義変更の手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）はその年の4月1日に原動機付自転車・軽自動車などを所有している方に年額が課税されます。

取得・譲受・廃車・譲渡などをした場合や、所有者の氏名・住所を変更した場合には、申告手続きを行ってください。月割りや還付の制度はありませんのでご注意ください。

車種	手続き・お問い合わせ窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車（125 cc以下のバイク） ・小型特殊自動車 	税務課 ☎ 966-1206
<ul style="list-style-type: none"> ・小型二輪（125 cc超～250 ccのバイク） ・軽二輪（250 ccを超えるバイク） 	沖縄総合事務局陸運事務所 （浦添市港川 512-4） ☎ 050-5540-2091
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 	軽自動車検査協会 （浦添市港川 512-12） ☎ 050-3816-3126

お問い合わせ：税務課 ☎ 966-1206